

# 届出事項等の異動届

令和 年 月 日

福島県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

(印)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があつたので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異 動 内 容			異動年月日	
政治団体の名称	新	(ふりがな)			. .
	旧				
主たる事務所の所在地	新	〒 - ( - - )			. .
	旧				
区分	氏名	住所	生年月日		
代表者	新	(ふりがな) 〒 ( )	. .	. .	
	旧		. .		
会計責任者	新	(ふりがな) 〒 ( )	. .	. .	
	旧		. .		
会計責任者の職務代行者	新	(ふりがな) 〒 ( )	. .	. .	
	旧		. .		
国会議員関係政治団体の区分	新				. .
	旧				
その他				. .	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体（1号団体）にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動内容に記載すること。
- 4 異動の生じた日から7日以内に提出すること。  
2号団体に該当又は該当しなくなったときには、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」又は「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を受けた日から7日以内に、この通知を添付して提出すること。
- 5 異動のあつた新・旧項目のみ記載し、異動がない欄は斜線を引くこと。
- 6 政治団体の名称変更等により、規約の内容に異動が生じた場合は、新しい規約を添付すること。